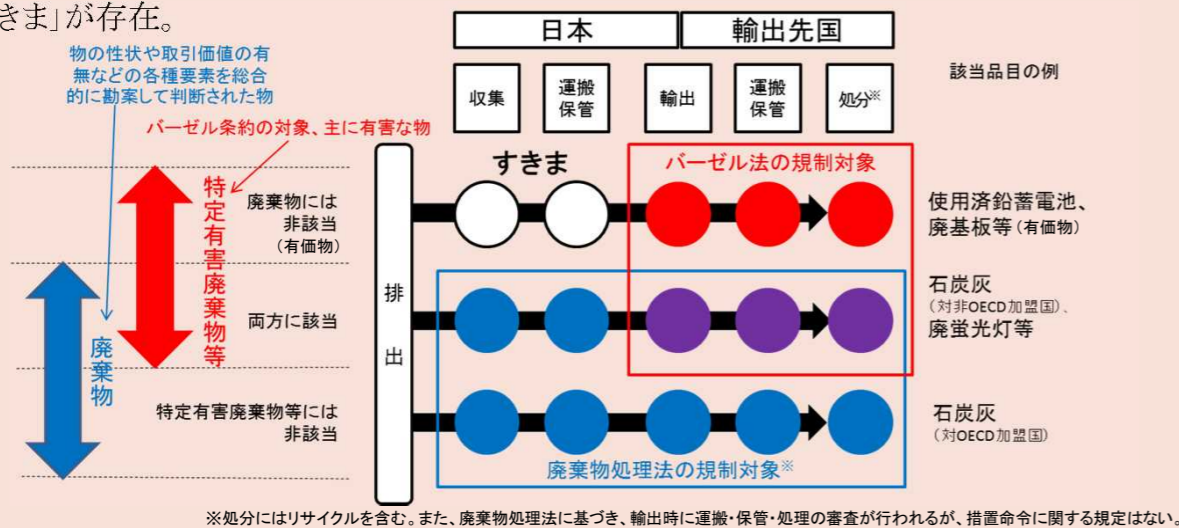


はじめに

○越境移動の活発化に対応し、欧州等ではダイナミックかつ戦略的に国内制度を見直している。
○しかしながら、我が国はバーゼル法について制定以来大きな見直しは行っていない中で、

1. 廃棄物等の越境移動管理に関する制度の概要

○廃棄物等の越境移動は、バーゼル条約に基づき国際的に規制。
○我が国は廃棄物処理法とバーゼル法で廃棄物等の越境移動を管理しているが、規制の「すきま」が存在。

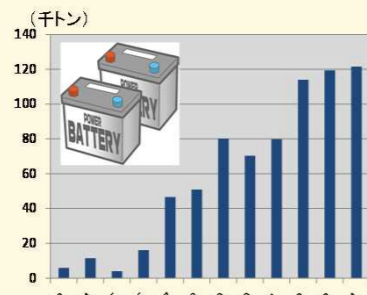


2. 廃棄物等の越境移動の現状と近年生じている主な問題

- ①使用済家電等の越境移動に伴い懸念される**環境汚染**：
有害物質を含む使用済家電等が混入した金属スクラップ（雑品スクラップ）等が、国内でリサイクルされず、不適正に海外へ流出。有害物による国内外での環境汚染に懸念。しかしながら、廃棄物該当性の判断が困難であり、取締りに限界。
- ②国内で処理されるべき廃棄物等の**海外流出**（鉛蓄電池等）：
有害物質を含む**使用済鉛蓄電池**等の海外輸出が進行。この結果、国内の適正なりサイクル処理施設の維持が困難。
- ③バーゼル条約に基づく**シッパバック**等の実施に係る問題：
我が国から輸出された使用済電気電子機器や雑品スクラップの返送（シッパバック）要請が頻発。外国政府との調整が難航するケースも。
- ④電子部品スクラップ等の**輸入手続上**の問題：
金属リサイクル目的の**電子部品スクラップ**の輸入について、我が国で手続に時間がかかるため、諸外国に比べて競争条件上の不利。



雑品スクラップに混入していたエアコン等



韓国への使用済鉛蓄電池の輸出増加



我が国への輸入のニーズが高い電子部品

3. 廃棄物等の越境移動に関する基本的考え方

○廃棄物等の潜在的な汚染性と資源性に着目し、前者の顕在化を抑え、後者の顕在化を推進。

4. 廃棄物等の越境移動管理の基本的枠組みに関する論点(今後の対応の方)

【現行国内法の基本的枠組みと課題】

◆**廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」の解消**(問題①及び②への対応)：

バーゼル法は輸出入時の水際規制が中心であり、その実効性には限界。廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」を埋めることで有害廃棄物等の**不適正な越境移動を防止**するため、例えば次のような様々な方策を検討。

- ・廃棄物処理法で、使用済家電等を廃棄物とみなし、それを含む物も廃棄物として扱うことで国内での管理を適正化
- ・バーゼル法で、特定有害廃棄物等の水際での効果的な管理に資する判断基準の明確化に加え、国内での管理を適正化等

5. 廃棄物等の越境移動に関する個別論点(主な今後の対応の方向)

【輸出をめぐる主な論点】

◆**取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現**(問題①への対応)：

客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断できる適切な基準を整備することで、取締りの実効性を確保。

◆**バーゼル法における国内処理原則の具体化**(問題②への対応)：

有害物は国内でなるべく処理するとの原則に基づいた輸出審査基準等のあり方を検討することで、使用済鉛蓄電池等の**国内での継続的・安定的なりサイクル処理を確保**。

◆**措置命令等の迅速な実施の確保**(問題③への対応)：

外国政府からシッパバック要請があった場合の迅速な対応方策を検討することで、迅速な実施を確保し、外国政府との調整を円滑化。

◆**廃棄物該当性の明確化等を通じた輸出の円滑化**

輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の要否を迅速に判断できるようにし、事業者負担を軽減。

【輸入をめぐる主な論点】

◆**我が国に廃棄物等が不法輸入された場合のシッパバック手続の整備**：

我が国がシッパバック要請する場合にも迅速な対応ができるようにし、事業者負担を軽減。

◆**環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入手続の簡素化**(問題④への対応)：

電子部品スクラップのように、輸入で特段の問題が生じていない特定有害廃棄物等について、輸入手続を簡素化し、諸外国と対等な競争条件を確保。

【その他の論点】

◆**事前相談制度の見直し**：行政サービスの内容を改善することで、事業者の負担を軽減。

◆**試験研究目的での輸出手続の整備**：試験研究目的での輸出入を円滑化し、技術開発を支援。

おわりに

○我が国の制度は、欧州と比較して、既に顕在化しつつある問題に対処しうる根本的な仕組みが欠けている。
○管理の対象となる廃棄物等の範囲を明確化し、その廃棄物等の出と入をしっかりと管理した上で、廃棄物等の環境リスクに応じた適正な手続を整備することで、廃棄物等の越境移動の管理を適正化することが必要。